

お客様各位

令和5年2月28日

東 信用組合

融資全額繰上げ返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております融資の全額繰上げ返済手数料について、返済額に一定の比率を乗じる手数料は、消費税が不課税であることが判明しました。

このため、当組合は令和5年1月26日より、この融資の全額繰上げ返済に関し、消費税のお支払いをいただかないことに致しました。

なお、従来、この融資全額繰上げ返済の際にお預かりし国に納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間の法定利息（年5%）を加算し、返還させていただくことに致しました。対象となりますお客様には個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施致します。

この度は、お客様にご迷惑お掛け致しましたことを心よりお詫び申し上げます。

1. 対象となるお客様

当組合が上記の返済額に一定の比率を乗じた融資全額繰上げ返済手数料の取扱いを開始した、平成30年1月4日から令和5年1月25日の間に該当する融資全額繰上げ返済額に一定の比率を乗じた手数料額にかかる消費税相当額をお支払いいただいたお客様。

2. お客様への対応

上記の対象となるお客様には、個別にご連絡のうえ、返還手続きを進めてまいります。

【本件にかかるお問合せ先】

東信用組合 本部 融資部

03-3622-7156

月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

以上